

CASE

4

小規模企業共済制度

TKC会員に聞いた！  
加入のメリット



## 後継者としての 自覚を 少しずつ！



TKC全国会 共済制度等推進委員会  
木村 岳二委員

現場仕事が好きな個人事業主のご子息。事業主は「後継者としての自覚が無い」と悩んでいた。そんなご子息に共同経営者として小規模企業共済へ加入する事を提案。制度に加入するためには経営に参画することが必須と伝えた。

加入後、共同経営者として経営に携わる中で言動が少しずつ変わってきた様を感じる。後継者としての自覚ができ、仕事にも良い意味で「欲」が出てきたようだ。

### ご存じですか？

個人事業主の奥さまや後継者の方も、共同経営者としての要件を満たしていれば小規模企業共済制度に加入できます。

- ① 経営に携わる事業の個人事業主が小規模企業者である
- ② 事業の重要な業務執行に関与している
- ③ 共同経営者としての業務執行に対する報酬を受けている
- ④ 加入申込み時点において、共同経営者である

共同経営者の申込時に従業員数などの加入要件を満たしている必要があります。

◎加入要件については、TKC会員事務所またはTKC企業共済会のホームページをご確認ください。

